

公 示 送 達 書			
令和 8 年 8 月 10 日			
大府市長 岡村 秀人			
下記書類を、地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達します。			
なお、送達すべき書類は、当市役所税務課において保管しており、申出があればいつでも交付します。			
送 達 先		送 達 す べ き 書 類 の 名 称 (送達すべき書類を特定するために必要な情報)	備 考
住(居) 所 (所在地)	氏 名 (名 称)		
省略	小川 薫	地方税法による送達すべき書類（8 大税第 444 号）	
省略	唐仁原 光一	地方税法による送達すべき書類（8 大税第 444 号）	
省略	小野田 幸輝	地方税法による送達すべき書類（8 大税第 444 号）	
省略	上芝 宏彰	地方税法による送達すべき書類（8 大税第 444 号）	
省略	上野 秀樹	地方税法による送達すべき書類（8 大税第 444 号）	

省略	ENGINE KO KO	地方税法による送達すべき書類（８大税第 444 号）	
省略	黒川 知徳	地方税法による送達すべき書類（８大税第 444 号）	
省略	藤澤 晃士	地方税法による送達すべき書類（８大税第 444 号）	
省略	葛上 大志	地方税法による送達すべき書類（８大税第 444 号）	
この これらの 書類は、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに送達があったものとみなされます。			